

労働基準広報 2017 No.1923

5/11

CONTENTS

特集 「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」が公表——6

転勤に関する法規範や仕事と家庭の 両立踏まえた転勤の有効な手法示す

厚生労働省がこのほど公表した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」は、事業主が従業員の転勤のあり方を見直す際に参考にするための資料としてまとめられたもの。この資料では、転勤に関する裁判例や労働関係法令など企業が遵守すべき転勤に関するルールを示した上で、転勤を含めた雇用管理のあり方は、業種、職種、事業展開の状況等により多種多様であることから、仕事と家庭生活の両立に関する労働者のニーズ（育児・介護、配偶者のキャリアなど）に注意を払いつつ自社の転勤のあり方を吟味しようとする場合の雇用管理のポイントを整理している。（編集部）

● 解釈例規物語⑨ ————— 11

第21条関係

試用期間中の解雇 一統・その2——

試用期間中の解雇といえども相応の解雇理由が必要である。前回（2017年4月11日付号）に引き続き、試用期間中の解雇の有効性に関する裁判例を紹介する。

（中川恒彦）

● 特集／特別加入制度の概要②
〈中小事業主等〉 ————— 18

業務の実態等により事業主にも労働者に 準じた労災保険の利用を認める制度

労災保険は、原則として、労働者にしか適用されないが、一定の規模以下の企業では、事業主や法人役員であっても労働者と同様の仕事をしている者が存在していることなどから、一定の要件のもとに事業主や役員などに対して特別に労災保険への加入を認める特別加入制度がある。（編集部）

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

● NEWS ————— 1

（改正雇用保険法等が成立し一部施行される）就業促進を図るため基本手当など拡充／（28年度能力開発基本調査結果）自己啓発を行った者の割合が前年に比べ増加／（厚労省・29年度の採択地域）安定的な正社員雇用の創出支援事業に11地域決定／ほか

● 労働判例解説／トヨタ自動車事件 ————— 28

定年まで事務職の者に再雇用時に清掃業務を提示全く別の職種提示は継続雇用の実質を欠き解雇に相当する事情がない限り許されない（平成28年9月28日・名古屋高裁判決）

（弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕）

● 連載 労働スクランブル⑳（労働評論家・飯田康夫）—— 40 ● 労務資料 平成28年 就労条件総合調査結果①～労働時間制度～—— 42 ● 本誌読者アンケート—— 47 ● わたしの監督雑感 千葉・東金労働基準監督署長 吉田明生—— 54 ● 労務相談室だより—— 56

労務相談室

回答者

労災保険法	〔介護従事者に発症した腰痛〕 労災認定されるか	48	特定社労士・三戸礼子
解雇・退職	〔面接では出張可能と回答も採用後出張を拒否〕 解雇に問題は	50	弁護士・平井彩
労働基準法	〔フレキシブルタイム超えた時間〕 時間外労働と扱う必要あるか	52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内